

東京都公報

発行
東京都

目次

62

告示(選)

- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙人名簿の登録基準日、登録日及び縦覧期間……………一
- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙において候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者等……………一

公告

- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙長の事務を行う場所……………(東京都選挙管理委員会)……………一
- 衆議院(比例代表選出)議員選挙における選挙分会長の事務を行う場所……………(同)……………三
- 衆議院(小選挙区選出)議員選挙における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………(同)……………三

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二條第二項及び第二十三條第一項の規定により、平成二十六年十二月十四日執行予定の衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準と

なる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十四條第二項の規定により告示する。

平成二十六年十一月二十六日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 平成二十六年十二月一日。ただし、年齢については、同月十四日

登録を行う日 平成二十六年十二月一日

縦覧に供する 平成二十六年十二月二日の一日間

●東京都選挙管理委員会告示第百三十六号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第二条第七項の規定により、平成二十六年十二月十四日執行予定の衆議院(小選挙区選出)議員選挙において、候補者届出政党が政見放送を行うことができる基幹放送事業者及び政見放送の回数をおり定めた。

この場合、ラジオ放送は三放送局が分担するものとする。

平成二十六年十一月二十六日

東京都選挙管理委員会

一 基幹放送事業者及び回数

放送の区分	基幹放送事業者	各政党の届出候補者数	回数
テレビジョンテレビ放送	株式会社TBSテレビ	一人又は二人 三人から五人まで 六人から八人まで 九人から十一人まで 十二人以上	一 一 二 三 四
ラジオ放送	株式会社TBSラジオ&コミュニケーション	一人又は二人 三人から五人まで	一 二

1 ショーンズ	六人から八人まで
株式会社文化放送	九人から十一人まで
株式会社ニッポン放送	十二人以上
放送	八 六 四

二 ラジオ放送の分担

各政党の放送回数	株式会社TBSラジオ&コミュニケーション	株式会社文化放送	株式会社ニッポン放送
八 六 四 二 一	三 二 一 一 一	三 二 一 一 一	二 二 二

公告

衆議院(小選挙区選出)議員選挙における選挙長の事務を行う場所

平成二十六年十二月十四日執行予定の衆議院(小選挙区選出)議員選挙において東京都各選挙区の選挙長が事務を行う場所を次のとおり定めた。

平成二十六年十一月二十六日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 場 所

東京都第一区 千代田区選挙管理委員会事務局 千代田区九段南一丁目二番一号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時三十分までは千代田区役所一階区民ホール 千代田区九段南一丁目二番一号)

東京都第二区 文京区選挙管理委員会事務局 文京区春日一丁目十六番二十一号
(ただし、十二月二日午前八時三十分

東京都第三区

分から午前十時までは文京区役所二十一階会議室 文京区春日一丁目十六番二十一号文京シビックセンター
品川区選挙管理委員会事務局 品川区広町二丁目一番三十六号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時三十分までは品川区役所第二庁舎五階二五・二五二・二五三会議室 品川区広町二丁目一番三十六号)

東京都第四区

大田区選挙管理委員会事務局 大田区蒲田五丁目十三番十四号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時までは大田区役所本庁舎九〇二会議室 大田区蒲田五丁目十三番十四号)

東京都第五区

目黒区選挙管理委員会事務局 目黒区上目黒二丁目十九番十五号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前九時三十分までは目黒区総合庁舎本館一階休憩コーナー 目黒区上目黒二丁目十九番十五号)

東京都第六区

世田谷区選挙管理委員会事務局 世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時までは世田谷区民会館ホール 世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号)

東京都第七区

中野区選挙管理委員会事務局 中野区中野四丁目八番一号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時までは中野区役所七階第十会議室 中野区中野四丁目八番一号)

東京都第八区

杉並区選挙管理委員会事務局 杉並

東京都第九区

区阿佐谷南一丁目十五番一号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前九時三十分までは杉並区役所西棟六階第五・第六会議室 杉並区阿佐谷南一丁目十五番一号)
練馬区選挙管理委員会事務局 練馬区豊玉北六丁目十二番一号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時までは練馬区役所本庁舎十九階一九〇三会議室 練馬区豊玉北六丁目十二番一号)

東京都第十区

豊島区選挙管理委員会事務局 豊島区東池袋一丁目二十番十号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午後五時までは豊島区民センター四階第五会議室 豊島区東池袋一丁目二十番十号)

東京都第十一区

板橋区選挙管理委員会事務局 板橋区板橋二丁目六十六番一号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午後五時までは板橋区役所七階 監査委員室 板橋区板橋二丁目六十六番一号)

東京都第十二区

北区選挙管理委員会事務局 北区滝野川二丁目五十二番十号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午後五時までは北区選挙管理委員会室 北区滝野川二丁目五十二番十号)

東京都第十三区

足立区選挙管理委員会事務局 足立区中央本町一丁目十七番一号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前九時三十分までは足立区役所本庁舎中央館二階庁舎ホール 足立区中央本町一丁目十七番一号)

東京都第十四区

墨田区選挙管理委員会事務局 墨田区吾妻橋一丁目二十三番二十号

東京都第十五区

(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時までは墨田区役所十三階百三十一会議室 墨田区吾妻橋一丁目二十三番二十号)
江東区選挙管理委員会事務局 江東区東陽四丁目十一番二十八号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時までは江東区役所全員協議会室 江東区東陽四丁目十一番二十八号)

東京都第十六区

江戸川区選挙管理委員会事務局 江戸川区中央一丁目四番一号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時までは江戸川区役所南棟五階五〇三会議室 江戸川区中央一丁目四番一号)

東京都第十七区

葛飾区選挙管理委員会事務局 葛飾区立石五丁目十三番一号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前九時までは東京都葛飾都税事務所四階会議室 葛飾区立石五丁目十三番一号)

東京都第十八区

武蔵野市選挙管理委員会事務局 武蔵野市緑町二丁目二番二十八号
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時までは武蔵野市役所八〇二会議室 武蔵野市緑町二丁目二番二十八号)

東京都第十九区

国立市選挙管理委員会事務局 国立市富士見台二丁目四十七番地の一
(ただし、十二月二日午前八時三十分から午前十時までは国立市役所本庁舎第七会議室 国立市富士見台二丁目四十七番地の一)

東京都第二十区

東大和市選挙管理委員会事務局 東大和市中三丁目九百三十番地
(ただし、十二月二日午前八時三十分

分から午後五時までは東大和市役所
会議棟二階第六・七・八会議室 東
大和市中央三丁目九百三十番地)

東京都第二十一区

昭島市選挙管理委員会事務局 昭島
市中町一丁目十七番一号

(ただし、十二月二日午前八時三十
分から午前十時までは昭島市役所一
階市民ホール 昭島市中町一丁目
十七番一号)

東京都第二十二区

三鷹市選挙管理委員会事務局 三鷹
市野崎一丁目一番一号

(ただし、十二月二日午前八時三十
分から午前十時までは三鷹市第二庁
舎四階会議室 三鷹市野崎一丁目一
番一号)

東京都第二十三区

町田市選挙管理委員会事務局 町田
市森野二丁目二番二十二号

(ただし、十二月二日午前八時三十
分から午前十時までは町田市庁舎三
階三一会議室 町田市森野二丁目
二番二十二号)

東京都第二十四区

八王子市選挙管理委員会事務局 八
王子市元本郷町三丁目二十四番一号

(ただし、十二月二日午前八時三十
分から午前九時三十分までは八王子
市役所八階八〇二会議室 八王子市
元本郷町三丁目二十四番一号)

東京都第二十五区

あきる野市選挙管理委員会事務局
あきる野市二宮三百五十番地

(ただし、十二月二日午前八時三十
分から午後五時まではあきる野市役
所五階五百五会議室 あきる野市二
宮三百五十番地)

衆議院 (比例代表選出) 議員選挙における選

挙分会長の事務を行う場所

平成二十六年十二月十四日執行予定の衆議院 (比例代表
選出) 議員選挙における東京都選挙区選挙分会長の事務を
行う場所を次のとおり定めた。

平成二十六年十一月二十六日

東京都選挙管理委員会

東京都選挙管理委員会事務局 新宿区西新宿二丁目八番一
号 東京都庁第一本庁舎北塔三十九階

衆議院 (小選挙区選出) 議員選挙における政

党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会

にする届出、申請等の受付場所

平成二十六年十二月十四日執行予定の衆議院 (小選挙区
選出) 議員選挙において、政党その他の政治団体が東京都
選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所を次のとお
り定めた。

平成二十六年十一月二十六日

東京都選挙管理委員会

一 平成二十六年十二月二日 東京都庁第一本庁舎二十五
階一一四会議室 新宿区西

新宿二丁目八番一号

二 同月三日以降

東京都選挙管理委員会事務局 東京都選挙管理委員会事務局
新宿区西新宿二丁目八
番一号 東京都庁第一本庁
舎北塔三十九階

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区小石川二丁目三番七
号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002